

山形県スポーツ指導者協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、山形県スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）と称す。

(事務局)

第 2 条 本協議会の事務局は、会長指定の場所に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本協議会は、公益財団法人山形県スポーツ協会（以下「山形県スポーツ協会」という。）と連携して、会員の指導者意識を高揚し、資質の向上を図り、県内のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種講習会・研修会・講演会等の開催。
- (2) 各種講習会・研修会・講演会等への指導者派遣。
- (3) 指導者相互の情報交換、連絡調整。
- (4) スポーツに関する研究調査、広報活動の促進。
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業。

第3章 組 織

(組 織)

第 5 条 本協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者で山形県に登録された者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第4章 役 員

(役 員)

第 6 条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理 事 若干名（競技団体代表・支部代表・学識経験者で構成）
- (6) 評 議 員 競技団体・支部・学識経験者で構成
- (7) 事務局長 1 名
- (8) 監 事 2 名

第 7 条 会長・副会長は、評議員会において推挙する。

2 会長は、本協議会を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(理事長・副理事長・理事・事務局長)

第 8 条 理事及び事務局長は会長が委嘱し、理事長及び副理事長は理事の互選による。

2 理事は、本協議会の会務を処理し、理事長が統轄をする。副理事長は理事長を補佐する。

3 事務局長は事務を掌理する。

(監 事)

第 9 条 監事は、会長が委嘱する。

2 監事は、本協議会の会計を監査する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第5章 顧問

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、本会の会長もしくは副会長であった者、又は本会に特に功労のあった者を評議員会で推薦し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営について会長の諮問に応じ、必要な助言を行うことができる。

第6章 会議

第12条 本協議会の会議は、評議員会及び理事会とする。

- 2 会議は会長が招集し、その会議の議長となる。
- 3 評議員会は、年1回開催する。但し、会長が必要と認めるときは、随時開くことができる。
- 4 理事会は、会長が必要と認めるとき、随時開催する。

(評議員会)

第13条 評議員会は、評議員をもって構成し、本規約に定めるもののほか次の事項を議決する。

- 2 本会の事業の計画及び執行に関すること。
- 3 予算、決算に関すること。
- 4 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 5 その他会長が附議したこと。
- 6 評議員会における議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- 2 評議員会に附議する事項に関すること。
- 3 評議員会の議決で委任されたこと。
- 4 その他本会の運営に関し、必要と認められたこと。

第7章 会計

(会計)

第15条 本協議会の会計は、会費、助成金及び寄付金等をもって行う。

- 2 会費は、年1,000円とする。
- 3 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

付 則

- 1 本協議会の運営を効果的に進めるために、支部を置くことができる。支部についての必要事項は別に定める。
- 2 本協議会は、全国スポーツ指導者連絡会議、山形県スポーツ協会と連携を密にして、目的活動を促進する。
- 3 本協議会は、山形県スポーツ協会に対して必要事項の報告を行う。
- 4 この規約は、昭和55年5月17日より施行する。
- 5 平成7年3月5日 一部改正
- 6 平成8年2月25日 一部改正
- 7 平成9年3月16日 一部改正
- 8 第15条の2の規約は、平成11年4月1日より施行する。
- 9 平成20年5月25日 一部改正
- 10 平成24年5月20日 一部改正
- 11 令和元年5月19日 一部改正

(第2条における会長指定の事務局を、当分の間、山形県スポーツ会館内(山形市松山2-11-30)に置く。ただし、預金口座等金銭に伴う事務所を会宅(寒河江市大字高屋字北江67-12)に置く。)